

ブレトンウッズ体制とIMFの変容

——史的展開と現局面

西川 輝

I 世界金融危機とIMFの改革

世界金融危機の発生からおよそ七年が経過したが、依然として国際通貨システムの再建に向けた道筋はついていない。学術的なレベルでは、資本主義に内在する不安定性への着目^{※1}、ケインズ経済学の再評価^{※2}といった試みが始まっているものの、いまだ議論は途上であり、現代経済を捉える新たな枠組みを構築するには至っていない。さらに政策立案の現場では、欧州債務問題によってユーロが動揺する一方、中国政府の積極的な通貨外交が人民元の存在感を高

め、国際通貨をめぐる攻防はますます混迷を極めている。

このように迷走する世界経済のなかにあつて、その役割を拡大させているのが国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) である。今世紀初頭の「大いなる安定期」と呼ばれた世界経済の安定期にはその存在意義が低下したIMFであったが、世界金融危機を契機にその融資活動は再び活発化し、近年は「トロイカ」の一極として欧州債務問題の解決において重要な役割を果たしている。さらに特別引出権 (Special Drawing Right: SDR) の構成通貨をめぐる米中間の対立は、それ自体、IMFがなお国際通貨をめぐる中心的なフォーラムとして認識されていることを印象付ける結果となった。

翻って、こうした活躍の背後で、IMFは急速な変革を求められてきた。くわしくは後述するが、改革は主に、①融資制度の改革、②ガバナンスの改革、③サーベイランスの強化という三点を軸に展開した。次々と繰り返される国際社会からの要望を受け、IMFの改革はなし崩しの様な相すら呈している。

IMFの改革は主にサミットの中で討議されてきたが、協議のなかでIMFの役割との関連で必ずといってよいほど言及されてきたのが「国際通貨システムの安定」という言葉である。もちろん、こうしたIMFの役割に対する認識は間違ったものではない。事実、IMF協定第一条に明示されているように、国際通貨システムの安定を通し世界経済の発展に寄与することは、創設以来、一貫してIMFの理念であり続けている。

他方、「国際通貨システム」とは本来「歴史性」を伴う概念であり、IMFもまた一定の史的条件下で創設された「歴史的」な存在であるという点には注意が必要である。すなわち「国際通貨システムの安定」という理念が正当性を持ち、仮にIMFがその実現のための国際機関であることが自明であるとしても、そのことが直ちに、理念を実現するための適切な政策の在り方までも規定するわけ

はない。

これに対し、「IMFの改革」に言及する発言者たちが、今次の危機の文脈で何を以て「国際通貨システムの安定」と捉えているのか、必ずしも明確ではないし、ましてコンセンサスは存在しないように思われる。IMFの改革は、「国際通貨システムの安定」という「まっとうな」理念から歴史制約性を捨象する一方、そのようにして普遍化した理念の範囲内でIMFの使命の在り方をソフトに解釈する形で進んでいる。IMFの現状は、迷走する現代経済を映し出す鏡なのである。

そこで本論では、戦後国際通貨システムの成り立ちと展開について、IMFが果たしてきた歴史的役割の変遷を跡付けることで検討する。混迷を極めるいまこそ、あらためて戦後国際通貨システムの起源にまで遡行し、長期的な視点からその「現局面」を捉え返すことが必要であろう。一般に、第二次大戦後に成立した国際通貨システムのことを「ブレトンウッズ体制」と呼ぶ^{＊4}。以下では、このブレトンウッズ体制の形成期と崩壊期に区分して国際通貨システムとIMFの役割の変化について論じる。

II ブレトンウッズ体制の形成とIMF

すでにガードナー(Richard Gardner)の古典的研究が指摘しているように、戦後構想をめぐっては、第二次大戦の開戦直後から英米間で交渉が進められていた。一九四一年八月の大西洋憲章第四項と一九四二年二月の相互援助協定第七条において、戦後世界に多角的貿易決済体制(多角主義)を確立することが英米両国の目標として明言された後、ケインズとホワイトの間での交渉を通し具体案が構想されていった。こうして作成された戦後構想は英米間の妥協の産物でもあったが、一九三〇年代の経験を繰り返すまいとの共通の認識に支えられたものでもあり、一九四四年七月の国際会議において連合国四四カ国の調印によってブレトンウッズ協定として成立した。

ブレトンウッズ協定は、国際通貨システム運営および各国の政策運営のためのルールを明示した「設計主義」にその特徴があった。まず国内面では、裁量的なマクロ政策を通じた完全雇用の追求と金本位制との間に生じていた矛盾を、「調整可能な釘付け制度」と呼ばれる為替相場制度と

一時的な国際収支の失調を補填するためのIMF融資とによって緩和することが想定された。また国際的には、近隣窮乏化と経済のブロック化を防ぐため、国際貿易の発展に資する「多角的決済体制」の樹立が追求された。もちろん周知のように、資本移動とりわけ短資移動は国際金融における均衡破壊的な要素と見なされたため、為替自由化と通貨の交換性回復はあくまで経常勘定の範囲に限定された。

IMFは、「加盟国に対し内外均衡の同時追求がもたらす矛盾を緩和するための短期融資を提供しながら、経常取引にかかわる通貨の交換性回復を促す」という通貨調整の実施を使命として誕生した。

もともとシステム全体を見れば、すべての国が対等な地位にあったわけではない。ブレトンウッズ体制は、金ドル間の安定と交換性を軸とする基軸通貨体制すなわち「金ドル固定本位制」として設計されることになった。協定が為替価値の表示通貨としてドルを指定したことは、ドルに基軸通貨としての特別な地位を保証する制度的要因であったが、世界の金準備の約八〇%、工業生産力の過半を占めていたアメリカ以外に、システムの安定を担保することは不可能であった。このような状況の下で、国際通貨システムの安定は、アメリカによるドル価値の維持、その他の国々

によるドルと自国通貨の安定・交換性の維持によって実現される。この意味で、金ドル固定本位制は、主要国間の国際政策協調を前提とするシステムだったともいえよう。

ところが、終戦直後の国際通貨システムは「調整可能な釘付け制度、裁量的なマクロ政策、經常取引に限った通貨の交換性回復」という現代の国際金融論的な理解で総括できるほど単純なものにはなりえなかったし、金ドル固定本位制が想定通りに機能したわけでもなかった。すなわち、深刻なドル不足の下で各国は厳格な為替管理を維持し、裁量的なマクロ政策もまた外貨制約によって阻まれた。さらに復興需要に基づくインフレは、為替平価の安定を阻害した。IMFが通貨調整を行う条件は整っていなかった。

こうした空隙を埋めたのがマーシャル・プランであった。アメリカによる欧州復興支援は、生産力の回復を進めていた欧州諸国の経済安定に貢献すると同時に、諸国が自律的に進めていた欧州域内の自由化構想とも結びつくこと⁶で、一九五〇年に欧州決済同盟 (European Payments Union : E P U) の成立をもたらし⁷た。このE P Uは、ドル地域と西側諸国を二分する多角的決済機構であり、一九五八年の通貨交換性回復にいたる西欧諸国の漸進的な為替自由化の歩みを支える役割すなわちブレトンウッズ体制の

形成に重要な役割を果たした。

これと対照的に、IMFは次第にその存在感を低下させることになった。一九五〇年代前半にかけて融資額は減少の一途を辿り、主要国の為替自由化は当初想定されていた一九五二年を大幅に超える時間を要することになった。そしてこうした事態の推移を受け、ブレトンウッズ体制の形成期における「休眠状態のIMF」という評価が定着することになった (Bordo and Eichengreen 1993)。

ところが、これまで明らかにされてこなかったが、IMFの側はこの「休眠状態」に甘んじていたわけではない⁷。それどころか、加盟国の国際収支調整ないしマクロ経済管理のための理論や、コンデイションナリテイの原型となる「融資条件」の枠組みなど、いわば現代的な政策路線が形成されたのは、まさにこの休眠期においてであった。この点は、IMFに対する評価だけでなく、ブレトンウッズ体制の形成をめぐる通説を修正するものでもあるため、ややくわしく説明しておきたい。

実はIMFの内部では、一九四七年三月の開業当初から、専務理事や主要スタッフを中心にE P Uにいたる欧州の為替自由化過程への積極的な関与が試みられていた。「過渡期条項」と呼ばれるIMF協定第一四条は、一九五

二年三月までを「戦後過渡期」と定義し、この間、加盟国に為替管理の維持を認めていた。IMFは、一九五二年以降、為替管理を維持する加盟国と自由化に向けた協議（IMF一四条コンサルテーション）を行うことで、世界の為替自由化を主導することが想定されていた。ところが、世界経済の中心地である欧州の為替自由化は、早くもこの戦後過渡期において始められた。「制度的な基礎」を欠きつつも、IMFスタッフたちは欧州の動向に「為替自由化の推進主体」として対応しようとしたのであった。

IMFスタッフたちは、欧州の赤字国に域内決済用の資金を提供することで、欧州の為替自由化過程に介入する方針を摸索したが、この政策の実現はマーシャル・プランによって阻まれることになった。というのも、マーシャル・プランの発動を契機に、アメリカ政府がIMFの資金を凍結する方針を打ち出すと、IMF理事会では、アメリカ理事の強い意向によって「IMFは国際収支調整のための資金も含め、欧州の被支援国に対する融資を原則禁止する」との方針が決定されたからである。通称「ERP (European Recovery Program) の決定」と呼ばれるこの政策は、欧州諸国への資金提供を摸索するスタッフの計画を停止させるとともに、欧州諸国のIMFに対する失望感

を招いた。結局、欧州側の抵抗もあり、IMFがEPUの創設過程に関与することは叶わず、IMFは休眠状態に陥ることになった。

しかしIMFスタッフたちは、EPUの成立によって為替自由化の推進主体としてのIMFの地位が脅かされることへの危機感を強く有しており、一九五〇年に入ると、独自の為替自由化路線を検討し始める。そして「残存するドル不足と依然として不安定な国際収支の存在が、為替自由化の障害になっている」との分析にもとづき(MIT press)、加盟国に対外均衡重視の緊縮的マクロ政策を要求する方針を形成した。

ここで、マクロ政策調整が国際収支調整の手段として同時代において必ずしも一般的ではなかった点に注意が必要である。実際IMF協定では、基礎的な不均衡の是正に対しては為替相場の変更（調整可能な釘づけ）が、一時的な不均衡の調整にはIMF融資の活用が想定されていた。これに対しスタッフが依拠したのは、「アブソープション・アプローチ」と呼ばれる国際収支調整理論であった。經常収支を国内総生産と国内総支出（アブソープション）の差とみなすこの理論は、IMF調査局のスタッフであったポラク（Jacques Polak）によって考案され、アレクサン

ダー (Sydney Alexander) の論文によって広く知られるようになった (Alexander 1952)。すでに一九五〇年頃までに、各国へのミッション等を通し、IMF スタッフたちは「過剰な国内総支出を抑制しなければ、為替減価を行っても経常収支不均衡を是正することはできない」との認識を有するようになっており (De Vries 1987: 1324)、このことが対外均衡重視の政策路線に理論的な裏付けを与えていたのであった。

さらにIMFは、融資制度改革を実施することで、加盟国のマクロ政策に介入するための方法的な基礎をも獲得していくことになる。現在でこそ、IMF融資にコンディショナリティと呼ばれる政策面の条件が付されることは広く知られているが、当初のIMF協定は融資の利用条件について明記していなかった。資金の利用については、協定第五条第三項において「通貨の買入を希望する加盟国は、その通貨が現に必要である旨を示さなくてはならない」と述べられていたが、「その通貨が現に必要であるか否か」を厳格にIMFが審査するのか、「その通貨が現に必要である」ことを唯一の条件としてほとんど自動的に資金利用が可能なのか曖昧であった。そして融資の利用条件が定まらないことは、必然的に加盟国の資金需要を低迷させ、I

MFの地位を貶める方向に作用していたのである。

こうした状況を打開すべく、初代専務理事のギユット (Carnie Guth) によって「IMFの目的＝インフレ抑制、為替相場の安定、為替自由化」にコミットする加盟国に対し積極的に資金を提供するとの原則が整備された。そして第二代専務理事のルース (Irar Rooth) によって、金利手数料体系、買戻し期間、ゴールドトランシェの資金利用といった資金利用の手続きが整備された。IMFは、加盟国に融資の利用を勧めるとともに、IMFの目的に即した政策運営を促すための積極的な手立てとして融資制度を確立したのであった。

加盟国のマクロ政策を積極的に管理するという方針は、現代的なIMFの政策路線の原型といえるものだが、少なくともIMF協定上、自明のことではなかった。それらは、「戦後過渡期におけるIMFの休眠状態」という特殊な史的条件の下で形成されたものだったのである。こうして一九五二年になると、一四条コンサルテーションを通し、また融資政策を活用しながら、IMFは主要国に通貨安定と為替自由化を促した。コンサルテーションは、緊縮的マクロ政策介入の超国家的な枠組みとして機能し、戦後過渡期の終了と「金ドル固定本位制」としてのブレトン

ウツズ体制の形成に重要な役割を果たしたのであった。

Ⅲ ブレトンウツズ体制の崩壊とIMF

1 ブレトンウツズ体制の崩壊

戦後過渡期の終了は、二つの点でIMFに「新しい課題」を突きつけた。第一に、アメリカの圧倒的な経済力によって支えられていたシステムの安定が、西欧諸国の台頭によって次第に揺らぎ始めたのである。為替自由化の障害であったドル不足の解消には西欧のキャッチアップを必要としたが、両者の経済的均衡は、ドル不足の解消を直ちにドル過剰へと転換させた。第二に、為替自由化の進展は、当初想定された経常取引の範疇を超えた資本移動をもたらすようになった。とりわけ過剰となったドルが、主要為替市場において投機的な動きを見せるようになった。きわめて逆説的だが、ブレトンウツズ体制成立のための条件は、同時に体制の存続を脅かす要因でもあったのである。

こうした二つの変化は、早くも一九六〇年九月に「金と

ドルの危機」という形で国際通貨システムを動揺させた。こうして主要国間では、「金プール」や「中央銀行間スワップ網」をはじめとするドル防衛のための枠組みが次々と構築されていった。主要国の為替自由化に目途がつくと、IMFもまた危機対応に乗り出した。IMFでは、すでに一九五〇年代後半の時点で短資移動の存在とその不安定性が認識されており、一九五九年二月に初めてのクォータの増資が実現していた(九〇→一四四億ドル)。加えて、第三代専務理事のヤコブソン(Per Jacobsson)は、主要一〇カ国(後のG10)との間で六〇億ドル相当の一般借入取極(General Arrangements to Borrow: GAB)を締結し、危機対応力の向上を図った。

また、ドル危機の原因を巡り、元IMFスタッフであり当時イエール大学の教授に転身していたトリフィン(Robert Triffin)の「流動性ジレンマ論」が注目を集めるなか(Triffin 1960)、根本的なシステム改革の必要性も認識されるようになった。一九六三年一〇月のIMF総会で、第四代専務理事のシュバイツァー(Pierre-Paul Schweitzer)が、国際通貨制度改革の検討に着手することを宣言すると、G10蔵相代理会議とIMF理事会との協議を経て、一九六七年一〇月に新準備資産であるSDRの創

設と第一次IMF協定改正が合意された。

しかし、さまざまな「パッチワーク」もSDRの創出も、根本的にはドルへの信認を回復することはできなかった。前述のとおり、金ドル固定本位制の維持には国際政策協調が必要だったにもかかわらず、一九六〇年代後半以降、アメリカ政府はドル防衛策を放棄し「大砲もバター」など次第に貨幣節度を失ったインフレ政策を展開するようになった。他方で、対米黒字国へと成長しつつあった西ドイツや日本もまた經常収支の調整には消極的であった。

こうして一九六七年十一月、ポンドが投機圧力を受けて切下げに追い込まれるにおよび、体制の凋落は決定的になった。一九六八年三月、金プールの崩壊と金の二重価格成立によってドル防衛の枠組みが空中分解へと向かうなか、ニクソン政権はビナイン・ネグレクトへと政策の舵を切り、事態はなし崩し的にニクソンショックへと帰結したのだった。ニクソンショック後まもなく、主要国間では平価調整に向けた協議が重ねられたものの、調整幅をめぐって各国の利害は鋭く対立し、一九七一年一二月に成立したスミソニアンレートは政治的な妥協の産物となった。依然として、金ドル交換性も停止したままであった。主要通貨への投機は収まらず、わずか半年後の一九七二年六月には

ポンドが、一九七三年二月には円が、そして三月にはEEC六カ国が共同でフロート制に移行した。こうして金ドル固定本位制としてのブレトンウッズ体制は、わずか二五年余りで崩壊したのである。

こうしたなか、IMFでは、一九七二年七月に設置された「国際通貨制度改革のための検討委員会」通称二〇カ国委員会（C20）において安定した国際通貨システムの再建に向けた検討が始められていたが、合意に向けた調整は難航した。フロート制の理論と実際をめぐる各国の見解の対立に加え、ユーロ市場に形成されたホットマネーは当局による管理を困難にし、そこにオイルショックをめぐる混乱が追い打ちをかける格好となった。

一九七四年六月にいちおうの「改革概要」がまとまったことでC20は解散となり、作業はIMF暫定委員会によって継承された。そして最終的な改革案は、一九七六年三月にIMF理事会で承認され、四月にIMF協定の第二次改正が行われるに至った。一九七八年四月に発効したこの改正では、①各国は自由を為替相場制度を選択できるが、相場の乱高下を防止するため必要に応じて為替市場に介入すること（管理フロート制）、②為替相場政策はIMFのサーベイランスに従うこと（IMF四条コンサルテーション）、

③金を廃貨しSDRを価値基準に据えることが決められた。^{*8}

しかしこの協定改正を、根本的なシステム改革と評価することはできない。むしろ「安定した国際通貨システムの在り方」ないし「安定的に国際通貨システムを運営するためのルールの在り方」について国際的な合意を形成することが著しく困難になっていた同時代の現実を、そのまま反映したものにはすぎなかった。以降、不安定なフロート制の下で資本移動はますます活発になり、主要国間の国際政策協調は、アメリカの主導するサミットを通してきわめて「アドホック」なものとして展開するようになった。一九七〇年代以降の国際通貨システムは、ウィリアムソン(John Williamson)が評した通り「ノンシステム」であった。同時に、七〇年代以降に確立した国際通貨システムはドル本位制でもあった。すなわち、協定改正では金を廃貨しSDRを価値基準として重視するとしながらも、結局はドルに代わる国際通貨は存在しえなかった。主要通貨に対して減値しながらも、ドルバランスは増加の一途を辿っている。

このような一九七〇年代の混乱を経て、IMFは、国際通貨システムの形成主体としての側面を弱め、国際流動性供給主体としての機能を強化していった。ブレトンウッズ

体制の崩壊によって国際通貨システムの安定をめぐる国際的な合意は雲散霧消し、「ノンシステム」の時代へと移行した以上、これは必然の流れでもあった。IMFに残された選択肢は、生起する国際収支問題に対応するための融資金力の拡大だったのである。事実、一九七〇年代末にかけての時期は、IMF史上、もともと頻繁にクォータ増資が行われた期間であった(一九六五年三月…二〇六億ドル、七〇年二月…二八五億SDR、七六年三月…三九〇億SDR、七八年二月…六〇〇億SDR)。また一九七四年九月には、長期かつ巨額の国際収支困難に陥った加盟国を支援するための「拡大信用ファシリティ(Extended Fund Facility: EFF)」が新設された。

2 グローバル化と金融危機

一九七〇年代を通じた融資制度の新設は、単なる国際収支問題への対応ではなく、とりわけ途上国融資に対応したものだ。拡大するユーロ市場にアクセス可能な先進国がIMFの利用を控えるようになった一方、固定相場制の下で国際収支の調整に問題を抱える途上国は依然として多く、これらの国々にとってIMFの重要性が相対的に高

まっていた。途上国の国際収支赤字は、多くの場合、構造的な問題のゆえに重債務化しがちであり、その救済には長期かつ巨額の資金利用を可能とする融資制度が必要だったのである。

IMFによる途上国支援として注目を集めたのが、一九八〇年代における中南米累積債務問題への関与であった*。

この危機は、米商業銀行による中南米へのオイルマネー融資がアメリカの高金利政策（ボルカークッシュック）を契機にデフォルトしたものであったが、一方で中南米諸国の放漫財政と高インフレに起因する経常収支赤字の累積、その背景としての開発戦略の行き詰まりという構造的な問題に起因していた。

危機国からの支援を要請されたIMFは、緊縮的マクロ政策と為替相場の切り下げを軸とするコンディショナリティによって問題の解決を図り、アメリカ政府もまた、IMFプログラムの履行を条件に債務のリスケジュールに応じるなどの方針を打ち出した。しかしコンディショナリティは、経常収支の一時的な回復をもたらした一方で「マインナス成長、高失業、輸入インフレ」を招き、リスケジュールはコンチネンタルイリノイの破綻を含むマネーセクターバンクの経営悪化を招いた。

こうして債務問題が国際的な金融危機へと深化するなか、アメリカ政府・IMFは、中南米の危機が、従来型の一時的な流動性不足による経常収支危機ではなく、構造的な支払能力問題であるとの認識へと転換していった。そして一九八九年一月、中南米諸国に必要な改革のパッケージとして、一〇項目からなる「ワシントンコンセンサス」が示された。そこで示された方針は、財政の規律、公共投資の見直し、金利自由化、規制緩和・民営化、経済制度の整備（税制改革、財産権の保護）、適切な為替相場、貿易・資本自由化であり、その要点は、途上国の非市場的な経済構造の改革と対外開放であった。それは英米で台頭していたアングロ・サクソン型の新自由主義、そして現代のグローバル化の論理を象徴的に示したものだといえよう。

またIMFは、一九八六年三月に「構造調整ファシリティ (Structural Adjustment Facility : S A F)」を、一九八七年一月には「拡大構造調整ファシリティ (Enhanced Structural Adjustment Facility : E S A F)」を相次いで創設した。このように一九八〇年代を通し、IMFは、途上国（一九九〇年代に入ると移行経済諸国もここに加わる）に対し中長期的な「構造調整融資」を実行する機関へとその役割を変化させていった。そしてコンディショナリティに

は、従来型のマクロ政策調整に加え、ワシントンコンセンサスに基づく構造改革が組み込まれるようになった。

一九九〇年代に入ると、中南米諸国は構造改革と外資導入を積極的に推進し、「失われた一〇年」から一転、新興市場国として世界の注目を集めるようになった。しかし、このような市場化とグローバル化への急速な対応は、高成長の裏側で「二一世紀型の危機」と評される資本収支危機のリスクを高めるものだった。一九九四年、NAFTAへの加盟をめぐる政治不安や経済見通しの悪化を契機に発生したメキシコの「テキーラ危機」は、八〇年代の累積債務問題と異なり、マクロ経済指標が健全な国でさえ、突発的な危機に見舞われるリスクがあることを浮き彫りにした。こうしたなか、一九九七年一二月のアジア通貨危機への対応をめぐるIMFは試練を迎えることになる。^{*10} 周知のとおり、一九九〇年代のアジア諸国は「東アジアの奇跡」と評される高成長を遂げており、危機は、少なくとも直接的には、資本流出とその伝染によって引き起こされたものだった。^{*11} しかし危機国に対するIMFコンディショナリティは、危機の内因説すなわちアジア諸国の「縁故資本主義（金融部門の脆弱性などの非市場的経済構造）」に問題を見出す内容で、緊縮のマクロ政策と構造改革を柱としていた。

このIMFプログラムが却って危機を悪化させたことで、IMFは厳しい批判を受けることになった。外因説論者を中心とする批判者は (Sgiles 2002)、左派のみならず新古典派でさえ、①IMFが新興国や途上国の市場志向型のシステム改革に関与しアジア諸国の未発達な金融市場を短期的・投機的なリスクにさらしたこと、②そうした自由化路線は主要国ないし多国籍銀行の利害を貫徹するために追求されたものであったことを指摘し、政策論の誤謬に止まらずIMFの政治性にも言及した。

実際、IMFの功罪をめぐる議論のなかで、IMFの「使命の変質 (mission creep)」に触れないものはほとんど皆無であった。また、通貨危機によって廃案となったが、一九九七年四月、IMF暫定委員会が「資本自由化をIMFの特別の目的とし、かつ資本移動に関する特定の権限をIMFに与えるためにIMF協定を改正する」ことに合意していたことから、IMFが金融グローバル化を唱道してきたとの主張は説得的であった。実際、危機後に展開したIMF資本自由化論争では、なお資本自由化の効用を支持する見解が示された一方、急速な自由化のもたらす不安定性や規制の正当性を支持する主張が相次いだ。^{*12}

他方、IMF史家であるボートン (James Boughton)

によれば、新自由主義の台頭と市場化・金融グローバル化の潮流を、IMFの側では「サイレントレボリューション」と捉えていたとされる。彼は、成長を志向する新興国・途上国の側の自律的な市場志向・対外開放路線の採用が、むしろ政治的な問題については介入回避的であったIMFを、これら諸国の改革に踏み切らせたと説明する(Boughton 2001)。

ブレトンウッズ体制の形成期においては、為替自由化の正当性が国際的に合意されていたことから、IMFによる政策介入の是非が問われることはなかった。すなわち当時は、多角的決済体制からの「偏差」としての為替制限の除去や、その成否と不可分の緊縮的なマクロ政策介入には、国民経済の側に受容される基礎的条件が存在していた。しかし、金融グローバル化が進行し危機が頻発する時代になると、国際通貨システムと国民経済サイドの制度・政策の在り方、それらと国際金融危機との関連性についてコンセンサスはなくなつた。ここに開発や成長といった途上国固有の問題が加わることで、IMFはコンディショナリテイの有効性と正当性を正面から問われることになつたといえよう。

3 IMFの改革^{*13}

こうして、今世紀に入るとIMFの改革が始まつた。改革の中心は、アジア通貨危機の経験を反映して、「one size fits all」と揶揄された画一的なIMFプログラムとリわけ構造改革を含むコンディショナリテイの見直しと、より新興国・途上国の意向が反映される「民主的」な機関への転換であつた。

改革は、二〇〇〇年九月のIMF総会で、専務理事のケーラー(Horst Kohler)が①IMFプログラムにおける借入国のオーナーシップの重視、②構造的コンディショナリテイの縮小について呼びかけたことを契機に始まつた。

二〇〇二年九月、既存のガイドラインの改訂が理事会で決定され、コンディショナリテイの簡素化と借入国の状況に適した「Taylor made」の条件を設定すること等が決定された。さらに二〇〇六年九月、IMF理事会・総務会は、新興国・途上国の地位を高めるための「クオータとボイスの改革」を決定し、二〇〇七年五月に特別増資が発効した(二二二億SDR→二七五億SDR)。二〇〇八年四月にはさらなる特別増資が合意され、基礎票に加え、中国・

韓国・インド・ブラジル・メキシコ等の新興国のクォータが大幅に増加することになった。

世界金融危機の発生は、「国際通貨システムの安定」の名の下にIMF改革のペースを著しく早め、またその範囲を大幅に拡大させた。こうしたなか、既存の改革もまたIMFの危機対応力の拡大と並行して進展した。

まずコンデিশヨナリテイの改革は、融資制度の新設と軌を一にして展開した。IMFでは、二〇〇八年九月の短期流動性ファシリテイ (Short-term Liquidity Facility: SLF) を皮切りに、二〇〇九年三月に弾力的クレジットライン (Flexible Credit Line: FCL)、二〇一〇年八月に予防的クレジットライン (Precautionary Credit Line: PCL)、二〇一一年一月に予防的流動性ライン (Precautionary and Liquidity Line: PLL) が相次いで新設された。これら諸制度は資本収支危機への対応に特化したものであり、特徴の一つはコンデিশヨナリテイの大幅な縮小にあった。とりわけ二〇〇九年三月に行われたコンデিশヨナリテイの改革によって、融資の継続を判断する際の基準である「パフォーマンス・クライテリア」から構造改革が完全に廃止されたことは重要な意味を持った。

また二〇一〇年一二月には第一四次クォータ一般増資が

決議され、IMFの融資能力は倍増することになった(二三八四億SDR↓四七六八億SDR^{*14})。この増資では出資比率の調整が一つの眼目とされており、基礎票の三倍増、新興国および途上国へのクォータシェアの六%ポイント以上の移行が盛り込まれた。そしてこの結果、BRICs諸国が出資額の一〇位以内に名を連ねることになった(中国三位、インド八位、ロシア九位、ブラジル一〇位)。アメリカが重要案件について拒否権を有する体制に変わりはないが、こうした「クォータとボイス」の変化は、近年の国際経済関係の地殻変動を如実に反映している。とりわけ中国の台頭は著しく、二〇一五年一月三〇日、人民元はSDRの構成通貨として正式に採用された。

さて、世界金融危機を契機に本格的に着手された改革としては、サーベイランス(政策監視)体制の強化をあげることができ。既存の政策監視の枠組みは、第二次協定改正を契機に導入された個別国に対する四条コンサルテーション(為替相場政策の監督)と、『世界経済見通し(World Economic Outlook)』等の刊行を通じた複数国・地域に対するマルチなサーベイランスから構成されてきた。これに対し危機後は、金融部門の監視と早期警戒措置の発動、経済金融面の不安定性とその国際的な波及経路・波及効果の

測定にまで役割を拡大させている。このことは、これまでマクロ経済の安定化を専門にしてきたIMFが、よりミクロな金融部門の動向にまで進出することを意味しており、その「マンドレート(管轄)」の変容を示す事態といえる。もちろんこうした業務はIMF単独で成し得るものではないため、金融安定理事会(Financial Stability Board)等の国際フォーラムとの協同が進められている。

おわりに

以上、通史的にブレトンウッズ体制とIMFの変容を概観してきた。「国際通貨システムの安定」の意味するところは時代とともに変容し、ブレトンウッズ体制の崩壊によってその理解に対する国際的なコンセンサスはもはや得られなくなった。さらに、新興国・途上国との関係の深化は、事実上、西側先進国の組織であったIMFをグローバルな機関へと押し上げることになったが、もとよりグローバルとユニバーサルは同値ではない。融資対象が多様化するなか、IMFは国際機関としての普遍性と危機対応における柔軟性との狭間で揺れ動くことになった。ここに世界金融

危機への対応が加わることで、IMFの役割はいっそう拡張している。自らの存在を揺るがす事態に直面しながらも、相対化されることなく存在し続けるこの頑健性こそ、IMFが変容する国際経済の縮図たりえる所以なのである。

●注

*1 ピケティ(Thomas Piketty)の著した「二一世紀の資本」(原タイトル *Le Capital au XXI^e siècle*)が世界的な注目を集めたことは記憶に新しく(ピケティ二〇一四)。

*2 たとえばわが国では、浅田ほか(二〇一一)および平井(二〇一四)などの著作が刊行されている。

*3 協定第一条は、①国際通貨問題に関し加盟国間の国際協力を促すこと、②国際貿易の発展拡大を通じた全加盟国の雇用と所得を増進すること、③為替の秩序を維持すること、④国際貿易の発展を阻害する為替管理を撤廃し經常取引にかかわる多角的決済体制を確立すること、⑤加盟国に融資を提供し近隣窮乏化政策に訴えることなく国際収支の失調を是正する機会を与えること、⑥以上の諸点を踏まえ加盟国の国際収支不均衡の期間を短縮することの六点を、「IMFの目的」として掲げている。

*4 「調整可能な固定相場制」を軸とする安定的な国際通貨システムにブレトンウッズ体制の本質を見出す解釈に対し、アンドリュース(David Andrews)は「ブレトンウッズオーダー(Bretton Woods Order)」とこう新たな概念を提起して

いる。この概念は、「国内経済政策の自律性と自由貿易体制の構築」という二つの目標を両立させるための国際経済秩序がブレトンウッズ体制であるとの見方であり、戦後の自由主義を経済ナショナリズムと多角主義の妥協の産物とみならず、ラギー (John Ruggie) の「埋め込まれた自由主義」論に依拠している (Andrews 2008; Ruggie 1982)。

* 5 Gardner (1969)・英米間の交渉過程については膨大な研究蓄積が存在するが、最新の成果として、伊藤 (二〇一四) を参照されたい。

* 6 マーシャル・プランについては、冷戦史観にもとづく外交研究以来、ホーガン・ミルウォードの論争を軸に経済史分野でも膨大な研究が蓄積されている。研究史の全体像については、廣田・森 (一九九八・二一六) および河崎・坂出 (二〇〇一) を参照されたい。

* 7 ブレトンウッズ体制下におけるIMFの役割をめぐる新しい理解については、西川 (二〇一四) を参照されたい。

* 8 ブレトンウッズ体制の崩壊と第二次協定改正にいたる経緯については、伊藤 (二〇〇七) を参照されたい。

* 9 危機の推移とアメリカ政府・IMFによる対応の詳細は、毛利 (二〇〇一) を参照されたい。

* 10 アジア通貨危機の経緯とIMFの対応については、荒巻 (一九九九) を参照されたい。

* 11 ただし、「アジア諸国の高成長や良好なマクロ経済指標が、構造問題の不在を意味するわけではない」との伊藤正直による指摘は重要である (伊藤 二〇一〇・五二一―五八)。こ

れと関連し、布田功治は、危機は重化学工業化が金融制度の整備より政策目標として優先された結果として生じたものであることを指摘し、内因説と外因説の対立を「危機国の政策形成論理」の観点から相対化した (布田 二〇〇八)。

* 12 Fisher (1998) その後、資本自由化をめぐる論争の焦点は、望ましい自由化のシークエンス (手順) に関する議論を経て、現在、資本「管理 (≠規制)」の在り方に関するものへと推移している。

* 13 より詳細な改革のプロセスについては、西川 (二〇一四) の「附表2…世界金融危機とIMFの改革」を参照されたい。

* 14 融資の財源としては、先述のGAB (一主体、計二六〇億ドル) に加え、一九九八年にGABを補足するために創設された新規借入取極 (New Arrangements to Borrow: NAB) の拡大によって賄われている。二〇〇九年九月のピッツバーグサミットでNABの拡大が合意され、二〇一一年三月に、NABは五四〇億ドルから五六五〇億ドルまで急拡大した。

●参考文献

〔日本語文献〕

浅田統一郎ほか (二〇一四) 『危機の中でケインズから学ぶ——資本主義とヴィジョンの再生を目指して』作品社。

荒巻健二 (一九九九) 『アジア通貨危機とIMF——グローバルリゼーションの光と影』日本経済評論社。

伊藤正直 (二〇〇七) 『変動相場制』上川孝夫・矢後和彦編『国際金融史』有斐閣、一四九—一八二頁。

伊藤正直(二〇一〇)『なぜ金融危機はくり返すのか——国際比較と歴史比較からの検討』旬報社。

伊藤正直(二〇一四)『IMFの成立』伊藤正直・浅井良夫編『戦後IMF史——創成と変容』名古屋大学出版会、一六―四〇頁。

河崎信樹、坂出健(二〇〇一)「マーシャル・プランと戦後世界秩序の形成」『調査と研究』第三二号、京都大学経済学会、一―九頁。

トマ・ピケティ(二〇一四)『二一世紀の資本』山形浩生ほか訳、みすず書房。

西川輝(二〇一四)『IMF自由主義政策の形成——ブレトンウッズから金融グローバル化へ』名古屋大学出版会。

平井俊顕監修、ケインズ学会編(二〇一四)『ケインズは、今、なぜ必要か?——グローバルな視点からの現在の意義』作品社。

廣田功、森建資編著(一九九八)『戦後再建期のヨーロッパ経済——復興から統合へ』日本経済評論社。

布田功治(二〇〇八)「タイ金融構造分析——重化学工業化から通貨危機へ」『歴史と経済』第一九八号、政治経済学・経済史学会、三二―四八頁。

毛利良一(二〇〇一)『グローバルゼーションとIMF・世界銀行』大月書店。

〔外国語文献〕

Alexander, Sidney (1952) Effects of a Devaluation on Trade Balance. *IMF Staff Papers*, 2 (2): 263-278.

Andrews, David (ed.) (2008) *Orderly Change: International Monetary Relations since Bretton Woods*. Ithaca: Cornell

University Press.

Bordo, Michael D. and Barry Eichengreen (eds.) (1993) *A Retrospective on the Bretton Woods System: Lessons for International Monetary Reform*. Chicago: University of Chicago Press.

Boughton, James (2001) *Silent Revolution: The International Monetary Fund 1979-1989*. Washington D.C.: IMF.

De Vries, Margaret (1987) *Balance of Payments Adjustment, 1945 to 1986: The IMF Experience*. Washington D.C.: IMF.

Fisher, Stanley (ed.) (1998) *Should the IMF Pursue Capital-Account Convertibility?*. Princeton: Princeton University International Economics Section.

Gardner, Richard (1969) *Sterling-dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order*. New York: McGraw-Hill.

IMF (1950) *First Annual Report on Exchange Restrictions*. Washington D.C.: IMF.

Rugie, John (1982) International Regimes, Transaction and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order. *International Organization*, 36 (2): 379-415.

Stiglitz, Joseph (2002) *Globalization and its Discontents*. New York: W.W. Norton & Company.

Triffin, Robert (1960) *Gold and the Dollar Crisis: The Future of Convertibility*. New Haven: Yale University Press.

Triffin, Robert (1960) *Gold and the Dollar Crisis: The Future of Convertibility*. New Haven: Yale University Press.

●著者紹介●

- ① 氏名……西川輝(にしかわ・てる)。
- ② 所属・職名……横浜国立大学大学院国際社会科学研究院・准教授。
- ③ 生年・出身地……一九八二年、東京都。
- ④ 専門分野・地域……国際金融論・国際金融史・マクロ経済政策論。IMFを分析対象に研究中。
- ⑤ 学歴……東京大学経済学部卒、東京大学大学院経済学研究科博士課程(現代経済専攻)修了、博士(経済学)。
- ⑥ 職歴……横浜国立大学経済学部准教授のち同大学大学院国際社会科学研究院准教授(一九歳より四年)。
- ⑦ 現地滞在経験……米国ワシントンDCでの資料調査は頻繁に行ってきたが、長期滞在の経験はとくになし。
- ⑧ 研究方法……一次史料を駆使した歴史研究の手法とマクロ経済学をベースとした理論的分析を組み合わせながら、IMFの制度・政策論について研究している。
- ⑨ 所属学会……政治経済学・経済史学会、日本金融学会、Economic History Societyなど。
- ⑩ 研究上の画期……学部時代、グローバル化と金融危機の原因をめぐる論争(内因説と外因説)に触れたことが、現在の研究に携わるきっかけとなった。
- ⑪ 推薦図書……岩井克人『二十一世紀の資本主義論』(ちくま学芸文庫、二〇〇六年)。経済学の意義について考えるうえできわめて有益な示唆に富む作品集。研究方法や研究分野を問わず、自身の行っている研究の意義を客観的・自覚的に捉え直すための視点を提供してくれる好著である。